

# 令和元年度第2回岩手県建築審査会

## 〈議案書〉

日時 令和2年2月28日（金）午後1時30分から

場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

## 令和元年度第2回岩手県建築審査会委員・事務局名簿

### 建築審査会委員名簿

委員名	所属	分野
漆戸 宏宣	富士大学講師	経 済
佐藤 あすか	はなまき法律事務所	法 律
中村 孝幸	(一社)岩手県建築士会副会長	建 築
三宅 諭	岩手大学准教授	都市計画
山崎 朗子	岩手大学助教	公衆衛生

### 事務局名簿

所属	職名	氏名
建築住宅課	総括課長	伊藤 勇喜
建築住宅課	建築指導担当課長	刈谷 洋祐
建築住宅課	主任主査	高橋 清
建築住宅課	主任	高橋 学
建築住宅課	技師	菊池 由香

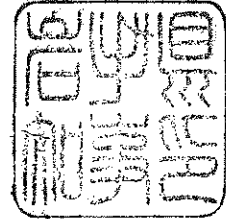
## 議事(1) 諮問事項

建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について  
(北上市)

建 住 第 7 8 7 号  
令 和 2 年 2 月 18 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



建築基準法第 44 条第 1 項第 2 号の規定による建築物の許可について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 2 号の規定により、建築物を許可することについて、次のように貴審査会に同意を求める。

記

- 1 申請者 北上市長 高橋 敏彦
  
- 2 敷地の位置等
  - (1) 地名地番 北上市九年橋三丁目 238 番 14 の一部
  - (2) 用途地域 第 2 種住居専用地域
  - (3) 防火地域等 都市計画区域内、準防火地域
  - (4) 敷地面積 125.00 m<sup>2</sup>
  - (5) 主要用途 路線バス停留所の上家
  
- 3 建築物の概要
  - (1) 工事種別 新築
  - (2) 構造・規模 アルミニウム合金造
  - (3) 延べ床面積 54.10 m<sup>2</sup>
  - (4) 最高の高さ 3.452m

#### 4 理由

北上市が北上市地域公共交通網形成計画に基づき、北上済生会病院の移転及び開院に合わせて当病院前にバス停留所を整備するにあたって、停留所の上家を建築することは、建築基準法第 44 条第 1 項による道路内の建築制限を受ける。

本申請建築物は、同条同項第 2 号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障ないと認められることから、許可しようとするものである。

## 関係法令

### 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

#### （道路内の建築制限）

第 44 条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
  - 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
  - 三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
  - 四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

平成 19 年 6 月 20 日付け国住街第 64 号建築基準法道路関係規定運用指針の策定について  
（技術的助言）

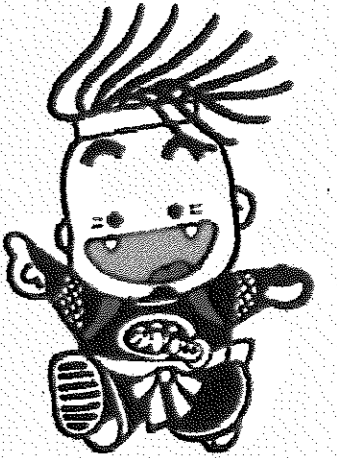
建築基準法道路関係規定運用指針抜粋

#### IV 道路内の建築制限

1 法第 44 条第 1 項第 2 号の規定に基づく許可

バス停留所若しくは自転車駐車場の上家又はアーケードについては、法第 44 条第 1 項第 2 号に規定する「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物」に含まれるものと解する。

# 北上市内 バス路線図



### 凡例

花巻	羽1	立花	口内線
花巻2	羽2	鐵道北線	鶴道北線
花巻3	羽3	おに丸号 飯塚岩倉線 (月・木運行)	おに丸号 飯塚岩倉線 (月・木運行)
花巻4	羽4	おに丸号 二子夏木線 (火・金運行)	おに丸号 二子夏木線 (火・金運行)
花巻5	羽5	おに丸号 藤原線 (月・金運行)	おに丸号 藤原線 (月・金運行)
成田線	株1	横川目線	おに丸号 立花岩崎線 (月・水・木運行)
市内線	株2		
	株5		
	株3		

対象バス停留所を通る路線

# ライズルーフⅡ Lタイプ

本体 SC 屋根材 P 7.5mm厚 耐力1.8kN/m<sup>2</sup> F 7.5mm厚 耐力2.2kN/m<sup>2</sup> 材質 アルミ押出形材

ステンカラー DW-0048 NA-3855

国土交通省告示 405-406-410号

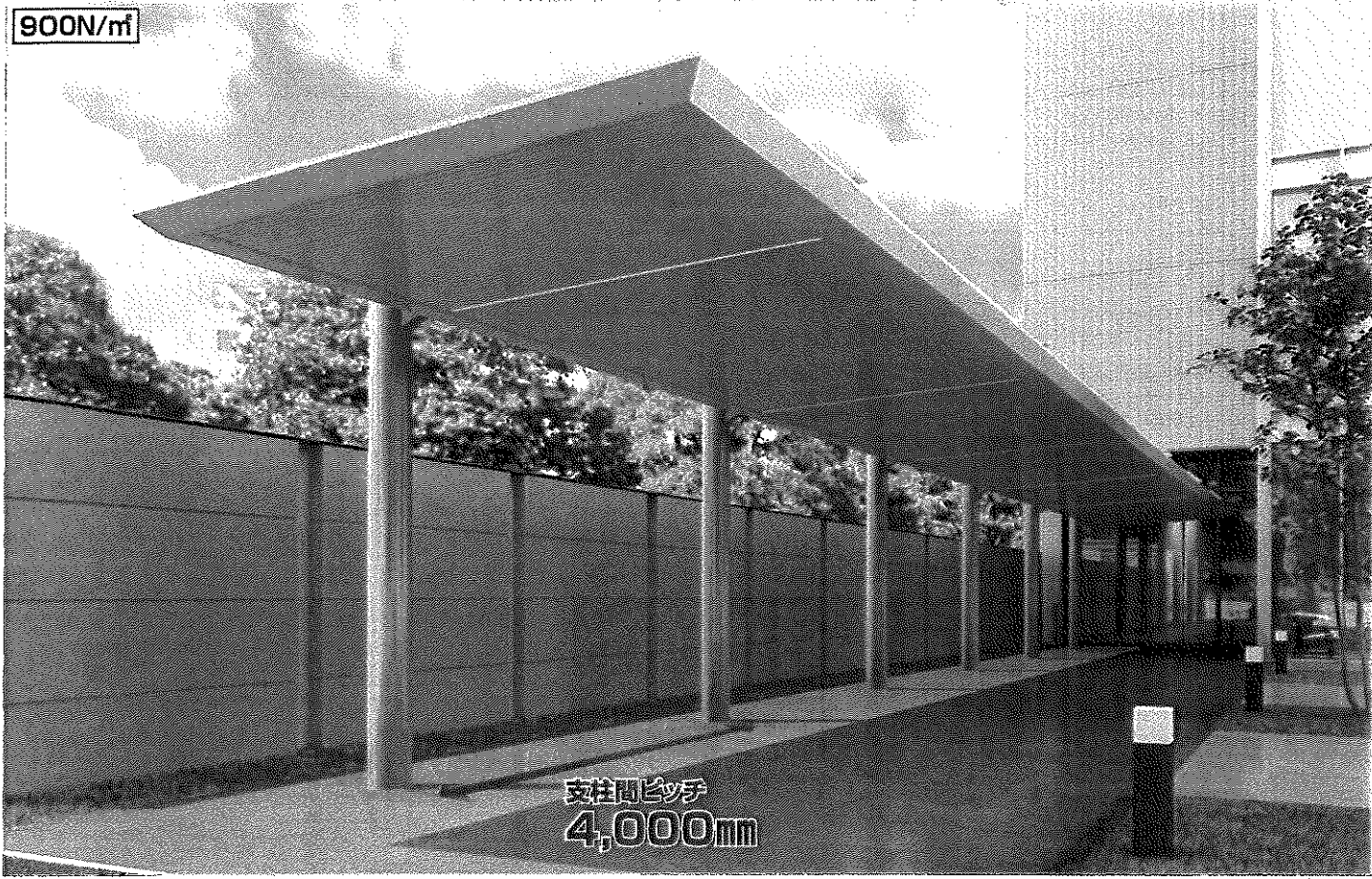
900・1500 (900N/m<sup>2</sup>)

38 (900N/m<sup>2</sup>)

42 (1500N/m<sup>2</sup>)

24UV

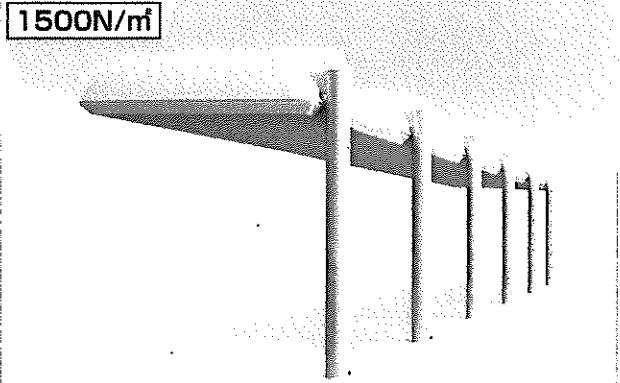
- ライズルーフⅡ
- ハイリフト
- ソリッドルーフ
- ソリッドルーフガラス
- マルチルーフマゼラン
- メロルーフ
- リズストルーフ
- アイチウェイ
- 照明・屋根カバー



間口26サイズ 照明付

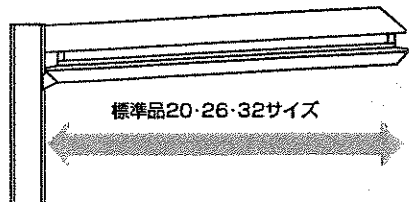


間口32サイズ 照明付



間口32サイズ

間口1,400mm~3,200mm  
100mmピッチの特注対応



### m当りの目安価格 (標準高)

間口サイズ	目安価格				
	照明無仕様		照明付仕様		
	熱線遮断ポリカ板	アルミ樹脂複合板	熱線遮断ポリカ板	アルミ樹脂複合板	
900N/m <sup>2</sup>	20	232,700円	254,800円	254,400円	276,600円
	26	256,700円	285,700円	283,900円	312,900円
	32	298,600円	337,300円	331,200円	369,900円
1500N/m <sup>2</sup>	20	-	327,300円	-	361,400円
	26	-	360,400円	-	403,000円
	32	-	480,400円	-	548,000円

※価格は標準高、3連棟(900N/m<sup>2</sup>の場合 約15.5m)で直線の場合より算出。  
※傾斜、特注サイズは別途見積り致します。

▼西→東を撮影



▼北→南を撮影





## 路線バス停留所の上家計画概要

### 計画概要

#### 1 申請者氏名

北上市長 高橋 敏彦

#### 2 敷地の位置

(1) 敷地の位置 北上市九年橋三丁目 238 番 14 の一部

(2) 敷地面積 125.00 m<sup>2</sup>

(3) 用途地域 第二種住居専用地域 (建ぺい率 60% 容積率 200%)

(4) 防火地域等 準防火地域

#### 3 建築物の概要

##### (1) 計画建築物

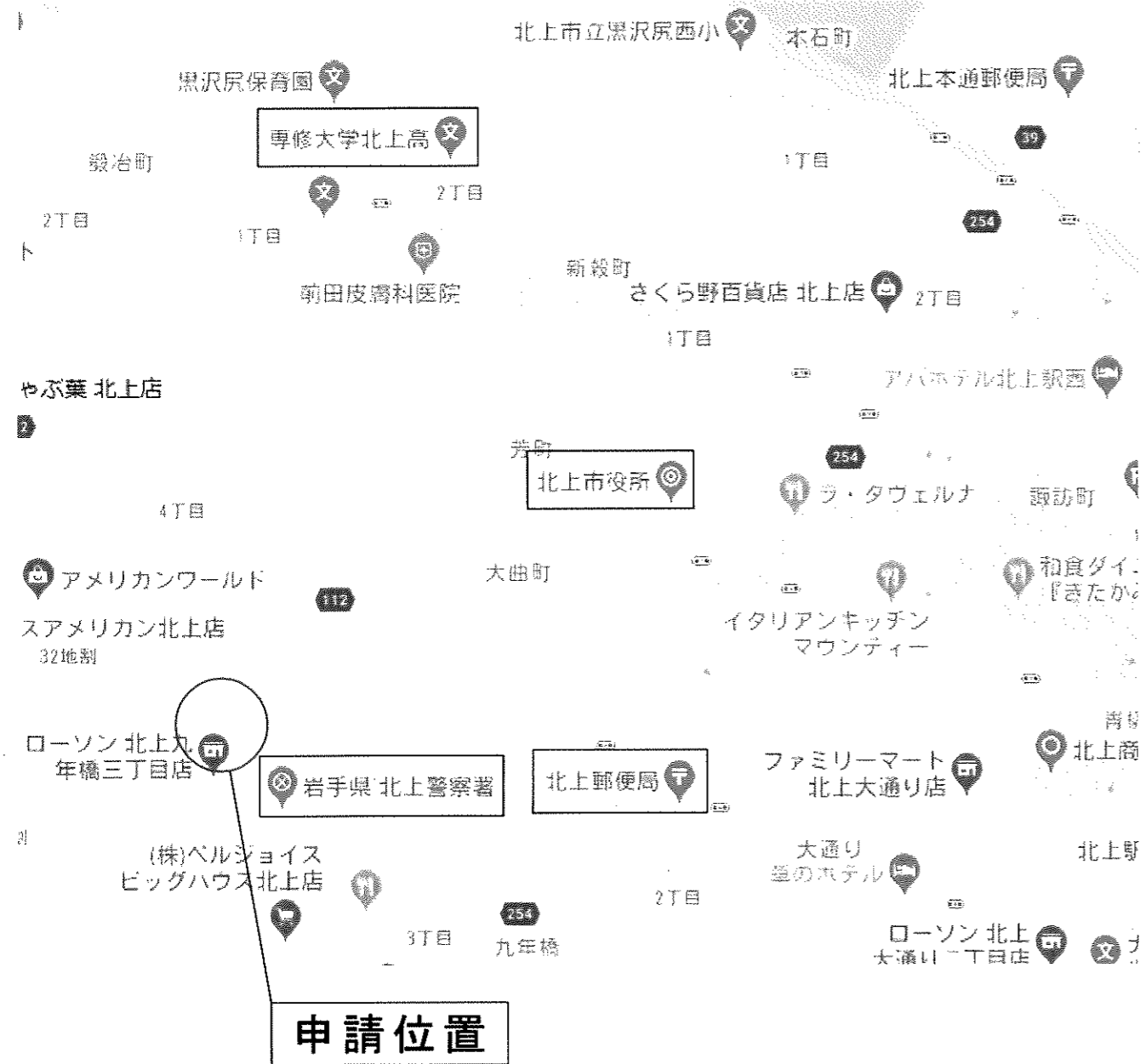
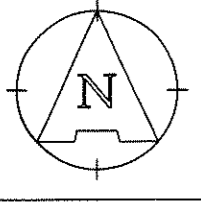
用途	構造	規模
路線バス停留所の上家	アルミニウム合金造	延べ面積 54.10 m <sup>2</sup>

(2) 計画建築物棟数 1 棟

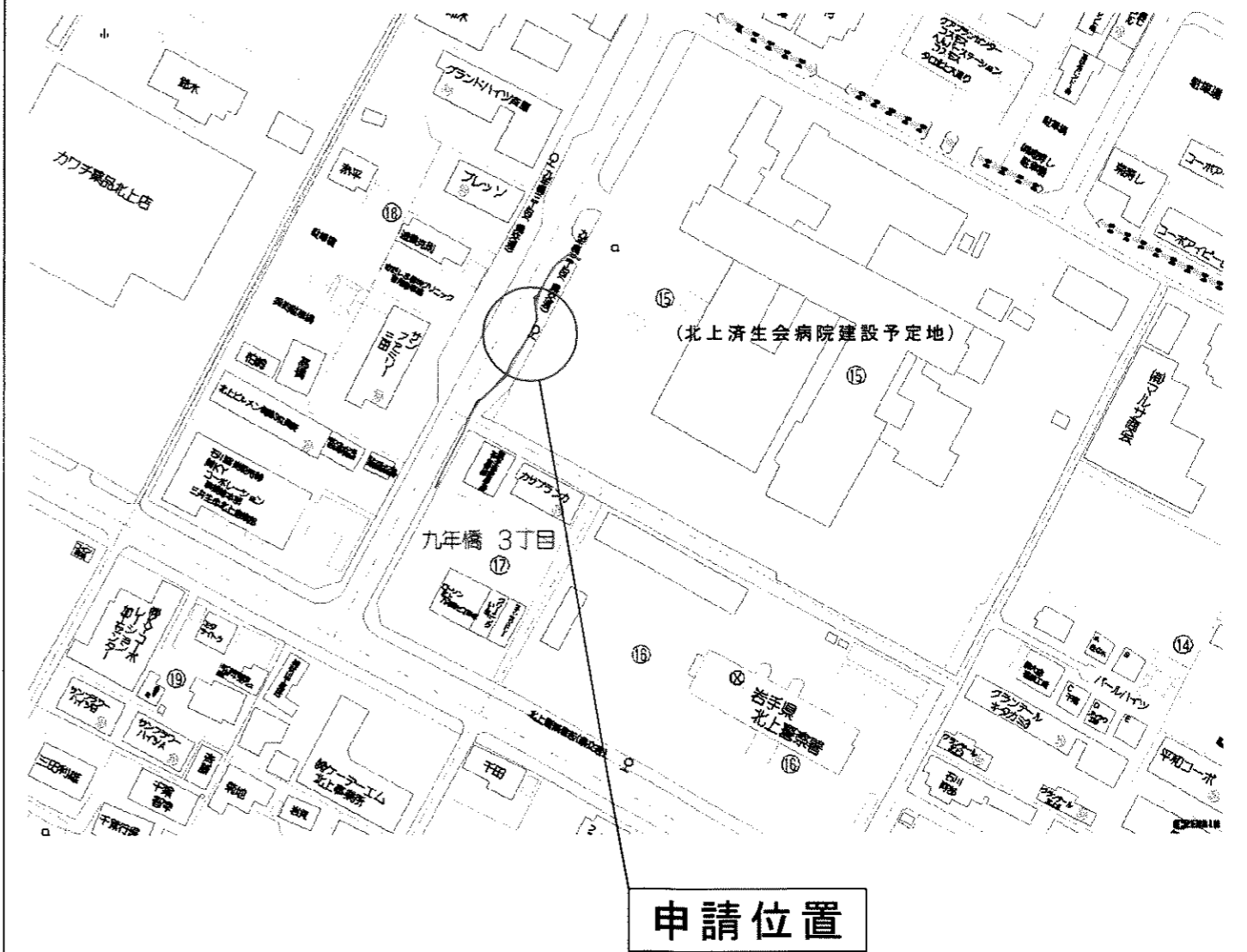
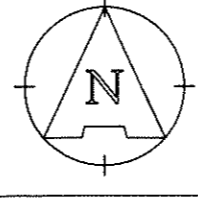
(3) 建ぺい率 20.84%

(4) 容積率 43.28%

付近見取図 1 N.S



付近見取図 2 N.S



北上市財務部 財政課

北上市芳町1番1号 二級建築士登録 第86518号 平野 岩樹

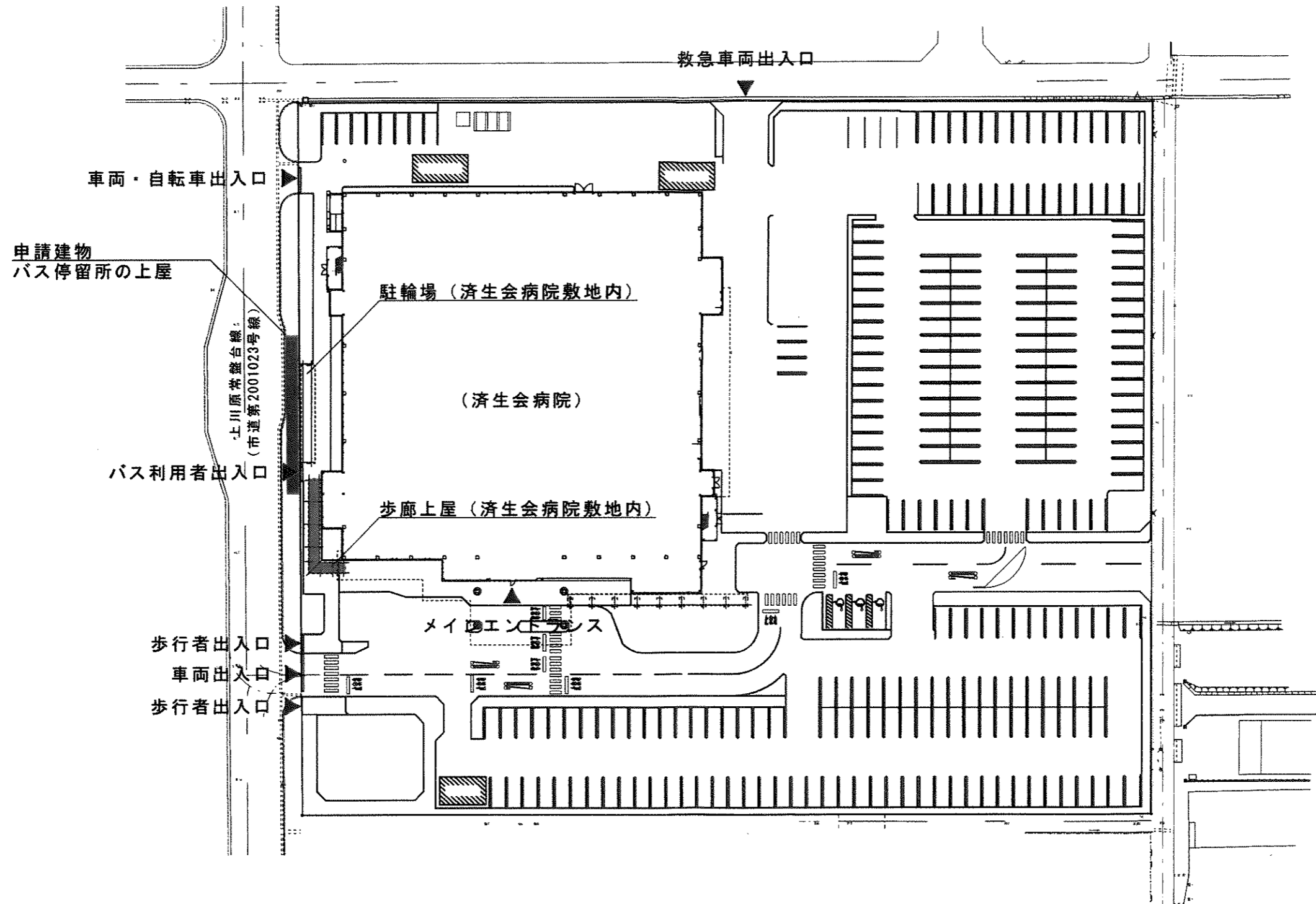
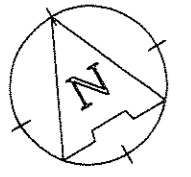
件名 【建築審査会】北上済生会病院前バス停留所設置工事

図面名 付近見取図

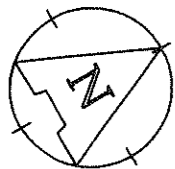
縮尺

日付  
2020.01

図面番号  
1



配置図 1:200



申請建物

バス停留所の上屋

建築面積 26.05m<sup>2</sup>

延床面積 54.10m<sup>2</sup>

道路境界線

上川原常盤台線 (市道第2001023号線)

至奥州・一関

至花巻・盛岡

歩道

歩道

道路境界線  
(北上済生会病院建設予定地)

敷地境界線: 2,500

敷地境界線: 50,000

敷地境界線: 50,000

敷地境界線: 2,500

10,975

28,050(上屋部分)

10,975

2.497

①

50.063

390.09

②

2.497

±0

+215

7,300

500

3,000

3,000

2,750

500

3,250

20,300(道路幅員)

求積表

記号	底辺	高さ	倍面積
①	50.063	2.497	125.007
②	50.063	2.497	125.007
合計			250.014
1/2			125.007
面積			125.00 m <sup>2</sup>

北上市財務部 財政課

北上市芳町1番1号 二級建築士登録 第86518号 平野 岩樹

件名 【建築審査会】北上済生会病院前バス停留所設置工事

図面名 配置図(2)

縮尺

日付

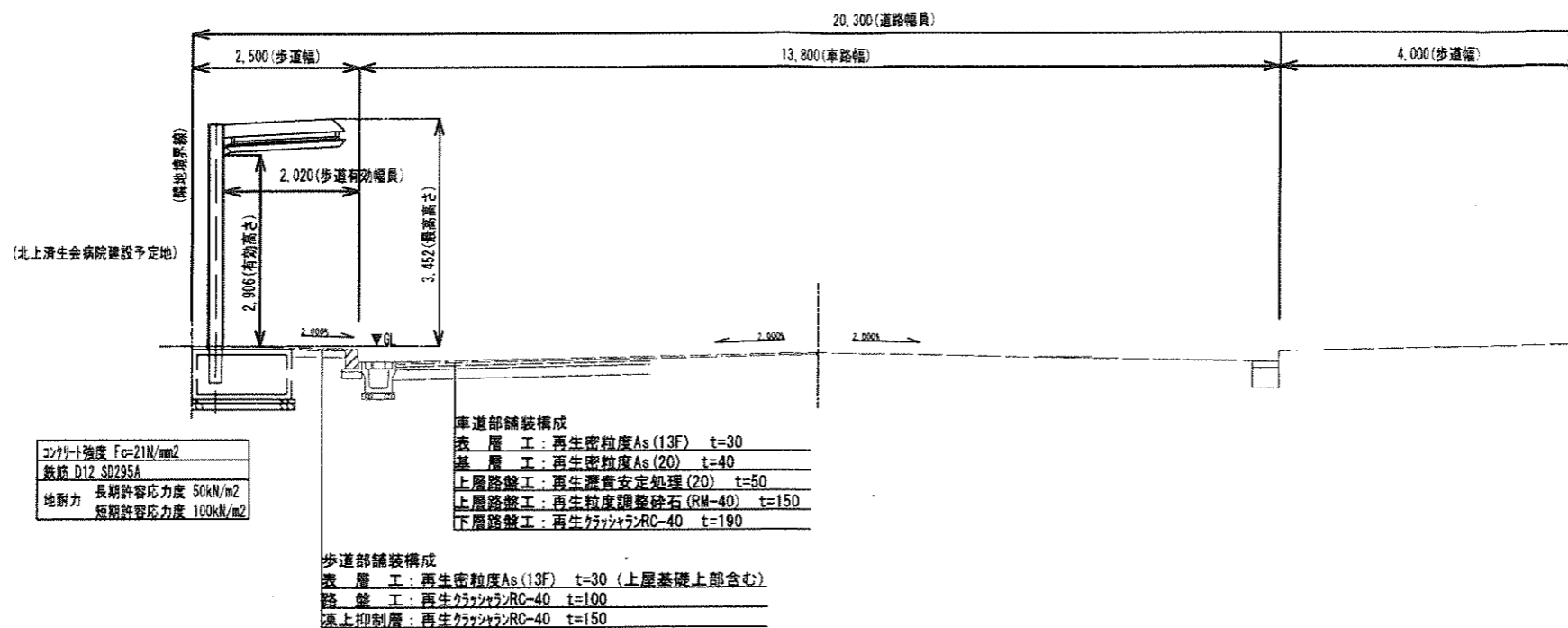
2020.01

図面番号

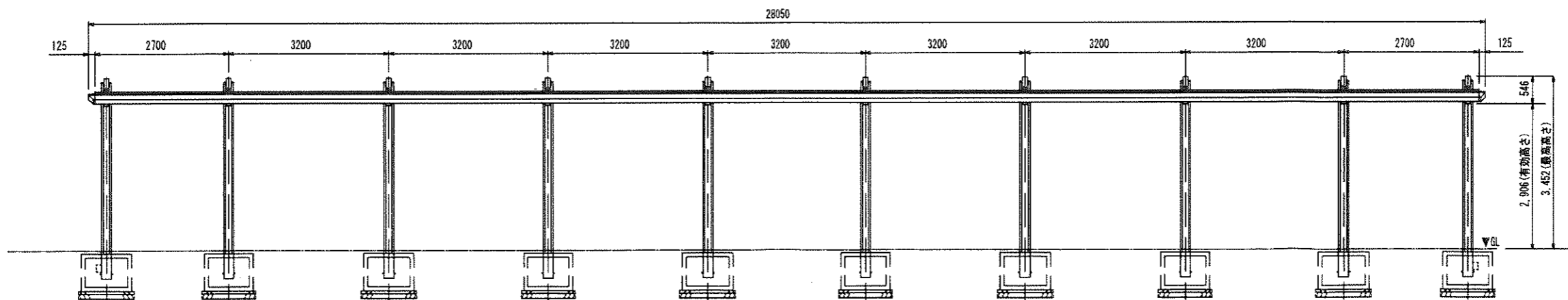
3



断面図 (A-A断面) 1:100



断面図 (B-B断面) 1:100



北上市財務部 財政課  
北上市芳町1番1号 二級建築士登録 第86518号 平野 岩樹

件名 【建築審査会】北上済生会病院前バス停留所設置工事  
図面名 断面図

縮尺  
日付 2020.01  
図面番号 5

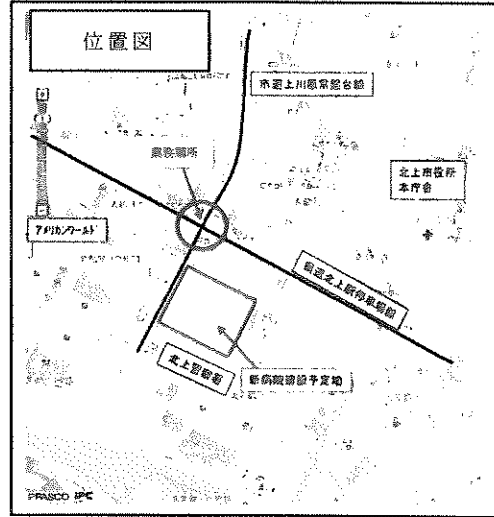
## 理 由 書

市内の総合病院である北上済生会病院は、令和2年11月に旧県立北上病院に移転・開院することとしている。これに合わせて、市では、北上市地域公共交通網形成計画に基づき、移転後も病院にアクセスできるようバス経路を再編するとともに、停留所における快適な待合環境を整備することから、バス停留所上屋を建築しようとするものである。

新北上済生会病院の立地北側交差点における通行量調査について

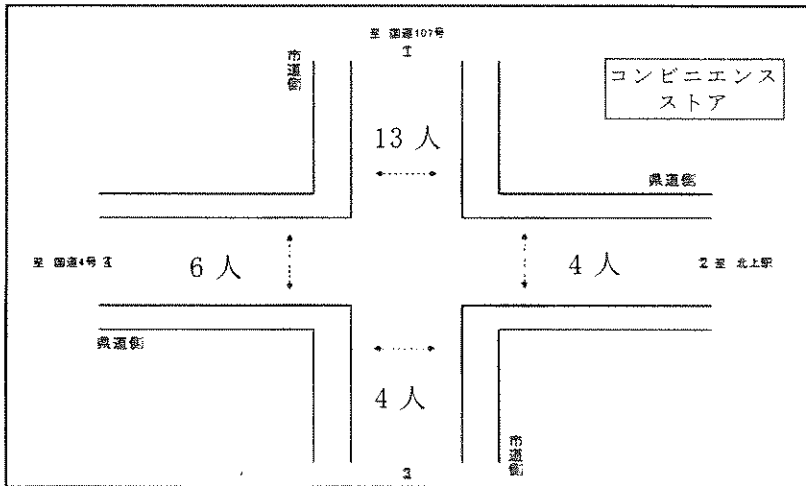
調査日：2018. 2. 15 午前 7 時～午後 7 時

調査地点：市道上川原常盤台線と  
 県道北上駅停車場線と  
 の交差点  
 （新病院建設地の北側交差点）



調査結果：歩行者数 366 人/日

【ピーク時（11：00～12：00）の方向別歩行者数】



北上市交通量調査における最も歩行者数が多い地点（本通り二丁目・岩手銀行北上支店前）での歩行者数 1,193 人※と比べ、3分の1以下の通行量である。

また、ピーク時でも交差点内の歩行者数は 27 人/時となっており、歩行者が少ないことから、バス停上屋の建築による通行への影響はないと考えられる。

※調査日 2018. 7. 13 午前 7 時～午後 7 時



北上翔南高校線 乗降調査

平成 31年 2月 2日(土)～2月 3日(日)

始 発 地	北上翔南高校		北上翔南高校		北上翔南高校		北上翔南高校		北上翔南高校	
	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
発 時 間	9:10		10:30		12:30		14:20		16:30	
経 由	翔2		翔2		翔2		翔2		翔2	
行 先	北上市役所前		北上市役所前		北上市役所前		北上市役所前		北上市役所前	
北 上 翔 南 高 校					36		5		14	
北 上 翔 南 高 校 入 口										
北 星 荘 前										
南 中 学 校 前	2		1		1				2	
北 上 総 合 運 動 公 園 入 口			3						1	
南 一 丁 目			1		2					
南 三 丁 目	1		4		3		1			
南 二 丁 目	4		1		1					
北 二 丁 目			1							
東 一 丁 目			3							
打 越					2					
古 川										
石 崎										
芥 淵										
荒 塚									1	
九 年 橋 二 丁 目										
北 上 警 察 署 前		3	1	4		1				
九 年 橋 三 丁 目				1		2			1	2
大 通 り 四 丁 目			1	1						
大 通 り 三 丁 目										
北 上 郵 便 局 前										
大 通 り 二 丁 目										
北 上 駅 前	1	2		2	31	1	6		12	
青 柳 町 一 丁 目					1					
諏 訪 町					2					
花 園 町										
花 園 町 二 丁 目				3	2		1		1	
まちなかT本石町一丁目		3		5	5					4
青 柳 町 二 丁 目										
本 通 り 一 丁 目										
北 上 市 役 所 前					1					
まちなかT本通り二丁目										
本 通 り 十 文 字										
黒 沢 川										
総 合 福 祉 セ ン タ ー 前										
堤 ケ 丘										
藤 沢										
旭 ケ 丘										
高 屋 沢										
高 屋 沢 住 宅										
黒 沢 尻 北 高 前										
上 野 町										
上 野 町 二 丁 目										
上 野 町 住 宅										
上 野 町 三 丁 目										
塚 腰										
南 田										
村 崎 野 駅 前										
平 和 台										
北 上 営 業 所										
計	8	8	16	16	45	45	7	7	19	19

一日平均

4.0

8.0

22.5

3.5

9.5

北上翔南高校線 乗降調査

平成 31年 2月 2日(土)～ 2月 3日(日)

始 発 地	北上市役所前	北上市役所前	北上市役所前	北上市役所前	北上市役所前					
発 時 間	8:23	9:53	11:53	13:43	15:53					
経 由	翔2	翔2	翔2	翔2	翔2					
行 先	北上翔南高校	北上翔南高校	北上翔南高校	北上翔南高校	北上翔南高校					
	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
北 上 営 業 所										
高 屋 沢 住 宅										
高 屋 沢										
旭 ケ 丘										
藤 堤 ケ 丘										
総 合 福 祉 セ ン タ ー										
平 和 台										
村 崎 野 駅 前										
南 塚										
上 野 町 三 丁 目										
上 野 町 住 宅										
上 野 町 二 丁 目										
上 野 町										
黒 沢 尻 北 高 前										
黒 沢 川										
本 通 り 十 文 字										
まちなかT本石町一丁目										
北 上 市 役 所 前	1									
本 通 り 一 丁 目										
青 柳 町 二 丁 目										
まちなかT本通り二丁目	1		1		5		4		6	
花 園 町 二 丁 目										
花 園 町										
諏 訪 町										
青 柳 町 一 丁 目							1		1	
北 上 駅 前	47		1		3		2		6	
大 通 り 二 丁 目			1							
北 上 郵 便 局	1		1							
大 通 り 三 丁 目										
大 通 り 四 丁 目		1								
九 年 橋 三 丁 目										
北 上 警 察 署 前				2	3					
九 年 橋 二 丁 目										1
荒 塚										
筑 洲										
石 崎										
古 川										
打 越										
東 一 丁 目		1				3		3		
北 二 丁 目						1				
南 二 丁 目										8
南 三 丁 目		2				5				
南 一 丁 目										1
北上総合運動公園入口		3						2		2
南 中 学 校								2		1
北 星 荘 前										
北上翔南高校入口						1				
北 上 翔 南 高 校		43		2		1				
大 谷 地										
相 去 保 育 園 前										
上 大 谷 地										
成 沢 公 民 館 前										
計	50	50	4	4	11	11	7	7	13	13

一日平均

25.0

2.0

5.5

3.5

6.5





北上線 乗降調査

令和1年11月25日(月)～11月29日(金)

出 発 地	さわうち病院		さわうち病院		出 発 地	県立中部病院		県立中部病院	
	乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員		乗車人員	降車人員	乗車人員	降車人員
さわうち病院			1		県立中部病院	1		1	
瀧水ヶ野					流通センター前				
梶沢入口					北 鬼 柳				
西和賀高校前	9				北上消防署前				
湯田小学校前	11				中央図書館前				
湯本局前	16		1		まちなかT本通り二丁目	22		8	
湯本湯泉	11		1		北上市役所前			1	
湯本下町	6				北上郵便局前				1
二度邊瀬	5				大通り二丁目				
上湯の沢	10				北上駅前	5		2	
町営スキー場前	5				青柳町一丁目				
大 川 尻 橋	1				藤 坊 町				
新川尻橋					花 園 町				
湯田中学校口		70	1		花園町二丁目				
西和賀町湯田庁舎前					まちなかT本通り二丁目	11		1	
駅前通り					北上市役所前				
ほっとゆだ駅前	1	3	1		大通り三丁目				
和賀仙人					大通り四丁目				
北社宅前			1		九年橋三丁目				1
土 当 入 口	1		1		北上警察署前	1	1		1
発電所前	1		2		荒 塚			1	1
平和橋			2		荒 洲			1	1
岩 沢					石 橋 谷			3	
箕 内					関 谷	1		7	1
沢 田					田 の 神			1	1
石 羽 根					蛇 塚				
橋 の 木					中 佐 野			1	
横 川 目 駅	1		2		西 北			1	
蛭 川		1		1	里 小 屋				
瀬 畑					麓 山			1	
田 中 橋			1		岩 崎 橋			1	1
西 米 田					岩 崎 小 学 校 前			3	
堀 米 田					梅 の 木			2	
小 田 中	1		1		下 反 町				
煤孫ヶアセンター	1				上 反 町				
林 嶋					興 台			1	
中 屋 敷					煤 孫 ヶ 谷			2	1
煤 孫 ヶ 谷	1		2		中 屋 敷				
興 台	2		1		林 嶋			1	
上 反 町			2		煤 孫 ヶ ア セ ン タ ー			1	
下 反 町	1				小 田 中				1
梅 の 木			1		堀 米 田				
坂 水	2				西 米 田				
岩 崎 小 学 校 前	1		1		田 中 橋				2
岩 崎 橋	1	1	1		瀬 畑				
深 山	2				蛭 川	2		1	
裏 小 屋	1				横 川 目 駅 前				
西 北					橋 の 木				
中 佐 野	1		1		石 羽 根				
蛇 塚	1				沢 田				
田 の 神			1		箕 内				
関 谷	6		1		岩 沢			1	
石 橋 谷	3	1	5		平 和 橋			2	
荒 洲	4		1		発 電 所 前			2	
荒 塚	1				人 当 入 口			1	2
北上警察署前	1		1		土 庫			1	
九年橋三丁目			3		北 住 宅 前			1	
大通り四丁目					和 賀 仙 人				
大通り三丁目			2		ほ っ と ゆ だ 駅			2	1
北上市役所前	6		1		駅 前 通 り				
まちなかT本通り二丁目	1	3		6	西 和 賀 町 湯 田 庁 舎 前	1	1		
花園町二丁目	4		1		9 湯 田 中 学 校 口				5
花園町	7				1 新 川 尻 橋				
藤 坊 町					1 大 川 尻 橋				
青柳町一丁目					1 町 営 ス キ ー 場				
北上駅前	3	5	3		上 湯 の 沢				1
大通り二丁目					7 二 度 邊 瀬			2	1
北上郵便局前					湯 本 下 町			2	
北上市役所前					湯 本 湯 泉			2	1
まちなかT本通り二丁目	3		1		湯 本 局 前	1			
中央図書館前					湯 本 湯 泉			1	2
北上消防署前	2				湯 田 小 学 校			1	1
北 鬼 柳	1				湯 田 小 学 校 前			1	
流通センター前			3		西 和 賀 高 校 前				
県立中部病院			7		梶 沢 入 口				
計	117	117	38	38	瀧 水 ヶ 野			1	
					5 さ わ うち 病 院			1	
					計	45	45	20	20

## 許可申請に係る検討結果

第44条第1項第二号	検討項目・措置	適・否
通行上支障がないこと	(1) バス停上家規模及び構造 ・有効高さ ・床面積 ・構造 歩道から有効高さ=2.906m、床面積=54.10㎡、構造=アルミニウム合金造 歩道の高さについては、道路法に基づく道路構造令第12条により、2.5mを確保するよう規定されており、規定値以上となっている。 なお、床面積以下の項目については、参考までに規模等を検討しているものです。	適
	(2) 上家の設置場所 その他の建築物の敷地からの道路の出入口がないことから、通行上支障がない。	適
	(3) 歩道の有効幅員 ・幅員 幅員=2.02m 平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 成25年3月6日付け国利第14号)、ベンチ及び上家の道路占有の取り扱いについての中で、II上家の道路占有許可についての2上家の設置場所のうち、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道とされている。	適
	(4) 関係機関の意見 道路管理者から道路占用許可を受けていることから、交通上支障がない。 なお、所管する警察の同意については、道路占用許可の手続きで、道路管理者から所管する北上警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、道路占用許可証をもって所管する警察の同意を得たものとなっています。	適

### 関係法令

道路法に基づく道路構造令(抜粋)

第12条(建築限界)

建築限界は、車道にあつては、第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道にあつては、第二図に示すものとす  
歩道の高さについては、歩道面から有効高さ2.5mを確保するよう規定している。

平成6年6月30日付け建設省道政発第32号(最終改正 平成25年3月6日付け国利第14号)

ベンチ及び上屋の道路占有の取り扱いについて(抜粋)

II上屋の道路占有許可について

2上屋の設置場所

電柱等の他の占有物件、植樹帯の所在など具体的な道路状況を勘案し、以下の道路管理上支障のない場所とすること。

(1)略

(2)歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定している。

(3)～(6)略

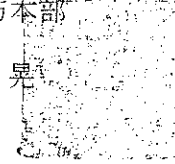
31北消本建第2 - 128号

令和2年2月10日

県南広域振興局長 様

北上地区消防組合消防本部

消防長 佐藤 晃

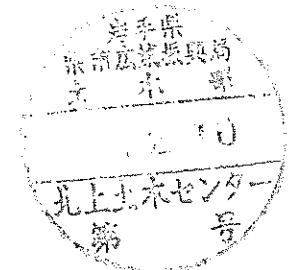


許可申請等に係る同意について（回答）

令和2年2月7日付け北土セ第10 - 13号による許可申請に係ることについては、防火上支障がないので、消防法第7条第2項の規定により同意します。

記

- 1 建築主 北上市長 高橋 敏彦
- 2 敷地の位置 岩手県北上市九年橋三丁目238番14の一部



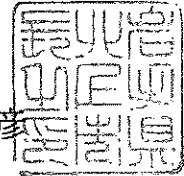
道路占用許可書

北上市芳町1-1

道 第 31-0697 号  
令和 2 年 1 月 2 4 日

北上市長  
高橋 敏彦 様

道路管理者  
北上市長 高橋 敏彦



令和2年1月21日付けで申請のあった道路の占用許可については、道路法第32条の規定により、次のとおり許可します。

占用目的	バス停留所上屋の建築		
占用場所	路線名	市道上川原常盤台線(2001023)	歩道
	北上市 九年橋3丁目238-14地先		
占用内容	名称	規模	数量
	バス待合所	L=28,050mm W=2,049mm H=3,502mm	1棟
		構造	アルミ
占用期間	令和2年6月1日から	令和7年3月31日まで	5年間
工事期間	令和2年6月1日から	令和2年8月15日まで	76日間
占用料	年額	免除とする	初年度
	(納入期限)納入通知書により指定する期限		
条件	別紙のとおり		
摘要	(料金算定)		
	バス待合所 免除(1号免除)		
(31-0697)			

ご担当者 都市整備部都市計画課 鬼柳 俊 様

<裏面に続く>



- 備考 1 この決定について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この許可書による処分の取消しの訴えは、この処分の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

## 会 議 等 出 席 復 命 書

		復命者 都市計画課公共交通政策室主任 鬼柳 印					
報 告 (回覧)	市長	副市長	部 長	課 長	課長補佐	係 長	課(係)員
会議等の名称	新北上済生会病院前のバス停留所上屋の新設に係る警察協議について						
日 時	令和2年1月20日(月) 9:30~10:45						
場 所	北上警察署交通課						
出席者	岩手県北上警察 交通課巡査部長 中嶋 義憲 北上市 都市計画課主任 鬼柳 俊						
<p>1 要 旨 新北上済生会病院前にバス停留所に上屋を建築することについて、北上警察署と協議したものの。</p> <p>2 内 容  <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者の通行に支障がないよう建築するのであれば、特に問題はない。</li> <li>・バス停留所の位置としても問題はない。</li> <li>・本件について協議済みであることを書面として必要な場合には、図面等を関係書類として「協議書」として提出してもらえれば、「回答書」として通知する。</li> </ul> </p>							

31北都第1700号

令和2年1月31日

北上警察署長 奥野 淳 様

北上市長 高橋 敏 彦



バス停留所上屋の建築について（協議）

市道上川原常盤台線におけるバス停留所上屋を建築することについて、次のとおり協議します。

記

- 1 協議場所  
北上市九年橋三丁目238番14地先
- 2 対象路線  
市道上川原常盤台線（2001023）歩道
- 3 協議内容  
バス停留所上屋の建築
- 4 工事予定年月日  
令和2年6月1日
- 5 添付図書  
付近見取図、配置図、平面図・立面図、詳細図、道路占用許可書写し

担当 都市整備部都市計画課 公共交通政策室 鬼柳 俊 連絡先 72-8312（直通）
--



北 交 号 外  
令和 2 年 2 月 4 日

北上市長 高橋 敏彦 殿

北 上 警 察 署



バス停留所上屋建築について（回答）

令和2年1月31日付け31北都第1700号をもって協議のあったみだしのことについて、下記のとおり回答する。

記

- 1 当署意見  
やむを得ないものと認められる。
- 2 その他
  - (1) 確実に歩行者の通行余地を確保すること。
  - (2) 上屋の柱については、堅牢であるとともに存在の認識を欠くことのないよう視覚効果などで注意喚起を促すなど事故防止対策を講ずること。

担当課（係）

交通課企画係

企画主任 中嶋 義憲

TEL 0197 - 61 - 0110 (内線 412)

## 議事(2)審議を要する事項

岩手県建築審査会一括同意手続要領  
第2条に基づく「法第43条第2項第2  
号に係る一括同意基準」の改正について

建 住 第 7 9 7 号  
令和 2 年 2 月 19 日

岩手県建築審査会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



岩手県建築審査会一括同意手続要領の改正及び岩手県建築審査会一括同意手  
続要領第2条に基づく「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」  
の改正について

平成11年4月23日に制定した、岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に規定する  
一括同意基準について、別添のとおり改正することを付議する。

岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」の一部改正について

## 1 改正の趣旨

### (1) 経緯

「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」（以下、「一括同意基準」という。）は、岩手県建築審査会（以下「審査会」という。）における法43条における許可事務の円滑な執行を期するため、「岩手県建築審査会一括同意手続要領」に基づき平成11年4月23日に制定された。以後、平成11年9月9日、平成16年7月26日、平成27年12月16日及び平成30年12月20日に改正を行っている。

### (2) 改正の理由

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の一部施行（平成30年9月25日施行）に伴い、国からの技術的助言（平成30年9月21日付、国住指第2075号）、第2「接道規制の適用除外に係る手続の合理化（法第43条第2項関係）」、3「河川等を介して法上の道路に接する敷地の扱いについて」を受け、法上の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。）に橋や蓋等が設けられている部分であって、当該部分が一般通行の用に供されている場合で、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅である場合は、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものとする。

また、法上道路と建築物の敷地との間にある地方公共団体が管理する認定外道路等についても、水路等と同様に、許可基準第3の3に該当するものとする。

それらに伴い、岩手県建築審査会一括同意手続要領第2条に基づく「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」について、一括同意基準の改正及び所要の整備を行うもの。

## 2 改正（案）の概要

法改正を踏まえ、次のとおりとするもの。

- (1) 「なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。」を追加する。（第3の3関係）
- (2) 「③地方公共団体が管理する認定外道路等」を追加する。（第3の3関係）

## 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

## 建築基準法（抜粋）

### （道路の定義）

**第42条** この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第三項において同じ。）以上のものをいう。

一 道路法（昭和27年法律第180号）による道路

二 都市計画法，土地区画整理法（昭和29年法律第119号），旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号），都市再開発法（昭和44年法律第38号），新都市基盤整備法（昭和47年法律第86号），大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）又は密集市街地整備法（第6章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 この章の規定が適用されるに至った際現に存在する道

四 道路法，都市計画法，土地区画整理法，都市再開発法，新都市基盤整備法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で，2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

五 土地を建築物の敷地として利用するため，道路法，都市計画法，土地区画整理法，都市再開発法，新都市基盤整備法，大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で，これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（前項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。

3～6 （略）

### （敷地等と道路との関係）

**第43条** 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

一 自動車のみの交通の用に供する道路

二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路



- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
  - 二 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
- 3 （略）

### 建築基準法施行規則（抜粋）

#### （敷地と道路との関係の特例の基準）

- 第10条の3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
  - 二 令第百44条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第百44条の4第2項及び第3項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計）が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。
- 4 法第43条第2項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- 一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
  - 二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接する建築物であること。
  - 三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

国住指第 2075 号  
国住街第 188 号  
平成 30 年 9 月 21 日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

市街地建築課長

#### 建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 255 号）並びに建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 69 号）の施行については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成 30 年 9 月 21 日付け国住指第 2074 号、国住街第 187 号）により、国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて通知されたところである。

今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）の運用に係る細目について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

## 第1 国等の建築物の小規模増改築に係る計画通知の除外（法第18条第2項関係）

法第6条第2項における規定に鑑み、国等の建築物について、防火地域・準防火地域外において増築、改築又は移転しようとする場合で、その部分の床面積が10平方メートル以内であるときは、計画通知を不要とした。

## 第2 接道規制の適用除外に係る手続の合理化（法第43条第2項関係）

### 1 認定制度について

#### (1) 法上の道路との関係等

今般創設する接道規制に係る認定（第2において「認定」という。）に係る事務は、例外的に適用されるべきとしている接道規制に係る許可（第2において「許可」という。）において対象としてきたもののうち、一定の要件を満たすものについて、手続を合理化することを目的とするものである。

そのため、建築物を建築するために道を築造しようとする場合は、今後も引き続き、法第42条第1項第5号の規定に基づく位置の指定（以下「道路の位置の指定」という。）をすること等により、法上の道路とすることを原則とすること。

また、特定行政庁が、認定をするに当たり、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかどうかを審査する際の判断については、避難及び通行の安全性、道路に接することを前提とした建築規制である前面道路幅員容積率規制や道路斜線制限が適用されないことに伴う総合的な市街地の環境への影響等について、これまで行ってきた許可における判断も踏まえて行うこと。

なお、建築審査会が置かれていない限定特定行政庁の管内の建築物については、これまで都道府県知事が許可に係る事務を行っていたことに鑑み、当該限定特定行政庁は、特定行政庁たる都道府県知事と法第43条第2項の規定に係る運用について必要な調整を行うこと。

#### (2) 対象となる道

規則第10条の3第1項第1号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、従前より許可の対象としている「農道その他これに類する公共の用に供する道」と同様に、農道や港湾道路等が該当し、その状況から法上の道路と同等の機能を有するものについては、認定の対象として扱うことができる。

#### (3) 対象となる用途

規則第10条の3第3項に規定する「一戸建ての住宅」は、一戸建てのいわゆる専用住宅のことをいい、用途上不可分である附属建築物は含まれるが、事務所や店舗等の用途を兼ねている住宅は該当しない。

また、認定を受けた建築物を一戸建ての住宅以外の用途に変更する場合には、認定の要件に適合しないものとして、許可を得る必要があるので留意すること。

#### (4) 土地の所有者等の承諾等

令第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「位置指定道路の基準」という。）に適合する道に接する建築物について認定をする場合には、当該道が適正に管理されるよう、当該道の敷地となる土地の所有者等のほか、位置指定道路の基準に適合するように管理する者からも承諾を得ることとした。

また、同様の状況を勘案し、道路の位置の指定をする際にも、位置指定道路の基準に適合するように管理する者の承諾を得ることとした。

なお、法上の道路が担っている種々の機能の保持を図るとともに、接道義務を満たさない敷地の発生を防止することの観点等から、法第44条や法第45条の規定については、今後も引き続き、適切な運用を図ること。

### 2 許可制度について

認定制度の創設に伴い、許可については、その規定を法第43条第2項第2号に移行したところであるが、規定の内容自体は変更していないことから、その運用についてはこれまでと同様にする。また、改正法の施行前に取得した許可については、改正法の施行後も引き続き効力を有する。

なお、改正法の施行前に許可の申請があり、施行日をまたいでその審査が行われている場合等にあつては、認定の対象となるものであつても、規則第10条の3第4項の規定で定める基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、建築審査会の同意を得た場合には、許可して差し支えない。

### 3 河川等を介して法上の道路に接する敷地の扱いについて

法上の道路と建築物の敷地との間にある河川や水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。）に橋や蓋等が設けられている部分であつて、当該部分が一般通行の用に供されている場合は、法上の道路と当該部分を合わせて規則第10条の3第1項第1号又は第4項第2号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」として扱い、認定又は許可の対象として差し支えない。

## 第3 老人ホーム等に係る容積率規制の合理化（法第52条第6項関係）

### 1 「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」について

法第52条第6項の規定の対象となる「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」（以下「老人ホーム等」という。）は、法第52条第3項の規定の「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」と同一であり、これに該当するものは、同項の運用に係る細目を定めた「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成27年5月27日付け国住指第558号、国住街第40号）のとおりである。

## 「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」(改正案)

岩手県建築審査会決定

平成11年 4月23日  
改正 平成11年 9月 9日  
改正 平成16年 7月26日  
改正 平成27年12月16日  
改正 平成30年12月20日  
改正 令和 2年 月 日

### 第1 趣 旨

「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第2号に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。

### 第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。
- ② 道 建築基準法施行規則(昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。)第10条の3第4項第2号に規定する道をいう。
- ③ 通路 省令第10条の3第4項第3号に規定する通路をいう。
- ④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。

### 第3 一括同意基準

法第43条第2項第2号に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。

- 1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地(市町村等の承諾が得られたものに限る。)に2m以上接していること。
- 2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道(管理者の承諾が得られたものに限る。)で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定を受けたものは除く。

- ① 農道整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道
- ④ その他これらに類する道

3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定を受けたものは除く。

- ① 管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地
- ③ 地方公共団体が管理する認定外道路等

4 道路に有効に接続する幅員3m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 通路の中心線から水平距離2m（当該通路がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。
- ④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。

5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 前項の規定に適合すること。
- ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡幅されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）

「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」の新旧対照表

改正後	改正後
「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」	「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」
<p>岩手県建築審査会決定 平成11年 4月23日 改正 平成11年 9月 9日 改正 平成16年 7月26日 改正 平成27年12月16日 改正 平成30年12月20日</p>	<p>岩手県建築審査会決定 平成11年 4月23日 改正 平成11年 9月 9日 改正 平成16年 7月26日 改正 平成27年12月16日 改正 平成30年12月20日 改正 令和 年 月 日</p>
<p><b>第1 趣 旨</b></p> <p>「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。</p>	<p><b>第1 趣 旨</b></p> <p>「岩手県建築審査会一括同意手続要領」第2条に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号に規定する許可に係る一括同意基準を定めるものとする。</p>
<p><b>第2 定 義</b></p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。</p> <p>② 道 建築基準法施行規則（昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。）第10条の3第4項第2号に規定する道をいう。</p> <p>③ 通路 省令第10条の3第4項第3号に規定する通路をいう。</p> <p>④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。</p>	<p><b>第2 定 義</b></p> <p>この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。</p> <p>② 道 建築基準法施行規則（昭和25年建設省第40号。以下「省令」という。）第10条の3第4項第2号に規定する道をいう。</p> <p>③ 通路 省令第10条の3第4項第3号に規定する通路をいう。</p> <p>④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。</p>
<p><b>第3 一括同意基準</b></p> <p>法第43条第2項第2号に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。</p> <p>1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。</p> <p>2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路</p>	<p><b>第3 一括同意基準</b></p> <p>法第43条第2項第2号に規定する許可については、次の基準のいずれかに該当する場合に一括同意するものとする。</p> <p>1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。</p> <p>2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路</p>

と同等の機能を有し通行上支障がないものに2 m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。

- ① 農道整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道
- ④ その他これらに類する道

3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2 m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

- ① 管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地

4 道路に有効に接続する幅員3 m以上の通路が確保され、その通路に2 m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 通路の中心線から水平距離2 m（当該通路がその中心線からの水平距離2 m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4 m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。

と同等の機能を有し通行上支障がないものに2 m以上接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。

- ① 農道整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道
- ④ その他これらに類する道

3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員2 m以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ、計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。

- ① 管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地
- ③ 地方公共団体が管理する認定外道路等

4 道路に有効に接続する幅員3 m以上の通路が確保され、その通路に2 m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。

- ① 通路の中心線から水平距離2 m（当該通路がその中心線からの水平距離2 m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4 m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第42条第2項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。



<p>④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。</p> <p>5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。</p> <p>① 前項の規定に適合すること。</p> <p>② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡幅されることが確実であること。(所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。)</p>	<p>④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。</p> <p>5 道路に有効に接続する幅員3m未満1.8m以上の通路が確保され、その通路に2m以上接する敷地で、次の各号に該当すること。</p> <p>① 前項の規定に適合すること。</p> <p>② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員4m以上に拡幅されることが確実であること。(所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。)</p>
---	---

制定 平成 11 年 4 月 23 日  
改正 平成 30 年 12 月 20 日  
岩手県建築審査会決定

岩手県建築審査会の審議方法について、別紙「岩手県建築審査会一括同意手続要領」を定め、これを平成 11 年 5 月 1 日から運用するものとする。

[別 紙]

#### 岩手県建築審査会一括同意手続要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、岩手県建築審査会（以下「審査会」という。）における事務の円滑な執行を期するため、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 2 項第 2 号に規定する許可（以下「許可」という。）を行う場合の審査会の一括同意の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(一括同意基準)

第 2 条 審査会は、許可に係る審査会の一括同意の基準（以下「一括同意基準」という。）を定めることができる。

(一括同意)

第 3 条 審査会は、許可申請のうち一括同意基準に適合する案件について、特定行政庁が許可することに関し、岩手県建築審査会条例（昭和 25 年岩手県条例第 61 号）第 5 条の規定による議決を経ずして一括同意することとし、その同意は議決による同意と同一の効力を有するものとする。

(結果の報告)

第 4 条 事務局は、前条の規定による一括同意の結果を、次回の審査会に報告するものとする。

# 「法第43条第2項第2号の規定による許可基準」(案)

岩手県県土整備部

平成11年5月6日

改正 平成27年12月10日

改正 平成30年12月20日

改正 令和 年 月 日

## 第1 趣 旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による許可を行うにあたり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第4項で定める基準に準拠し、許可事務を迅速に行うため必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定 義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 道路 法第42条第1項各号又は第2項に規定する道路をいう。
- ② 道 省令第10条の3第4項第2号に規定する道をいう。
- ③ 通路 省令第10条の3第4項第3号に規定する通路をいう。
- ④ 公共空地 市町村等が管理する土地で、道路又は通路と一体的に構成され、かつ永続的に公共の用に供される空地をいう。

## 第3 許可基準

- 1 その敷地が安定的、日常的に利用可能な公園、緑地及び広場等広い公共空地（市町村等の承諾が得られたものに限る。）に2m以上接していること。
- 2 その敷地が公共の用に供する次の各号のいずれかに該当する道（管理者の承諾が得られたものに限る。）で、道路と同等の機能を有し通行上支障がないものに2m以上接し、かつ計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。

なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定を受けたものは除く。

- ① 農道整備事業による道
- ② 土地改良事業による道
- ③ 河川又は海岸の管理用の道

- ④ その他これらに類する道
- 3 敷地と道路との間に、次の各号のいずれかに該当するものが存在する場合で、その敷地が避難及び通行上支障がない、幅員 2 m 以上の通路であって道路に有効に通ずるものに接し、かつ計画建築物の容積率、道路斜線制限等については道路と同様の規定を適用し適合すること。
- なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が 200 m<sup>2</sup>以内の一戸建ての住宅で、第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定を受けたものは除く。
- ① 管理者の占用許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河
- ② 都市計画事業等により、道路に供するため事業者が取得した土地
- ③ 地方公共団体が管理する認定外道路等
- 4 道路に有効に接続する幅員 3 m 以上の通路が確保され、その通路に 2 m 以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 通路の中心線から水平距離 2 m（当該通路がその中心線からの水平距離 2 m 未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離 4 m）の線を敷地の境界線とし、敷地の通路となる部分が道路状空地（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意が得られたものに限る。）又は市町村が管理する公共空地（市町村の承諾が得られたものに限る。）として整備されること。
- ② 建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。
- ③ 建ぺい率、容積率、道路斜線制限等について、法第 42 条第 2 項に規定する道路と同様の規定を適用し適合すること。
- ④ 工事種別は、増築、改築または移転に限る。
- 5 道路に有効に接続する幅員 3 m 未満 1.8 m 以上の通路が確保され、その通路に 2 m 以上接する敷地で、次の各号に該当すること。
- ① 前項の規定に適合すること。
- ② 道路に有効に接続する通路部分が、幅員 4 m 以上に拡幅されることが確実であること。（所有権、地上権又は借地権を有する者全員の合意又は市町村の承諾が得られたものに限る。）
- 6 前各項に掲げるもののほか、これらのものと同様の状況にあると認められること。
- 7 建築基準法施行条例（昭和 35 年岩手県条例第 41 号。）の規定により接道する道路の幅員、接道長さの上乗せがある場合はその数値による。

#### 第4 承諾書等

土地管理者等の承諾等は書面により確認するものとする。

## 許可基準図解

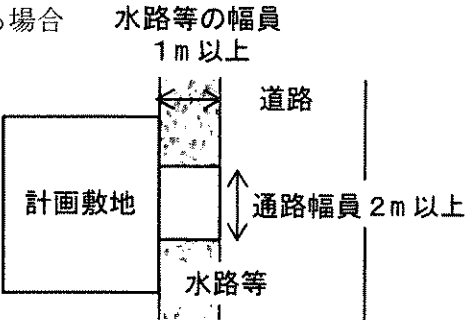
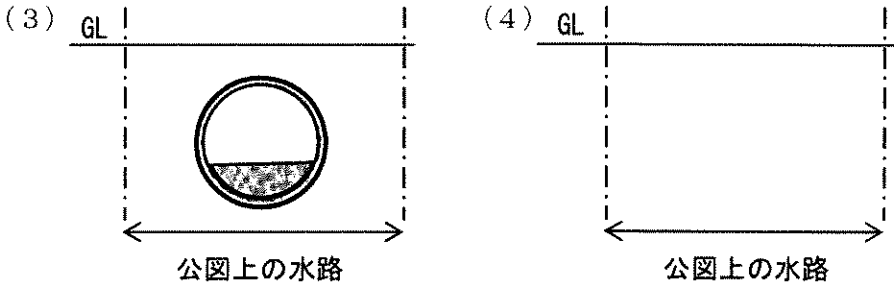
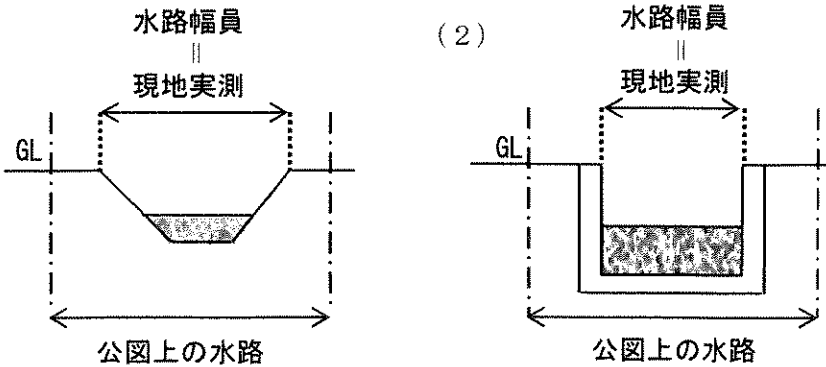
### 〔許可基準1〕

法施行規則第10条の3第4項第1号	その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。
許可基準のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共的空地であること（公園・緑地・広場等（将来とも安定的な利用ができるもの。）。）。</li> <li>● 公園及び広場等に2m以上接し道路までの避難通行上支障のないこと。</li> <li>● 市町村等施設管理者からの承諾が得られていること。</li> </ul>
備考	

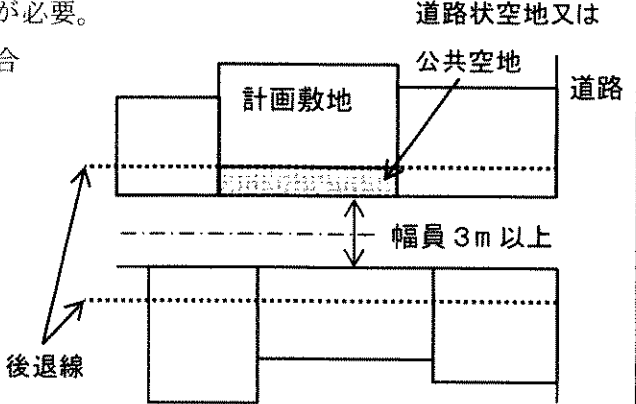
### 〔許可基準2〕

法施行規則第10条の3第4項第2号	その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4m以上のものに限る。）に2m以上接すること。
許可基準のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法第42条1項各号には該当しないが、幅員4m以上あり道路としての機能を有する道で、通行について支障のないもの。</li> <li>● 道の管理者からの承諾が得られていること。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業整備事業による道</li> <li>・ 土地改良事業による道</li> <li>・ 河川、海岸管理用の道</li> <li>・ 公社等による造成地内の道</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● なお、延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅で、第43条第2項第1号の規定による認定に該当するものについては、適用しない。</li> </ul>
備考	容積率、道路斜線制限、外壁後退規定については、道路と同様の規定を適用する。

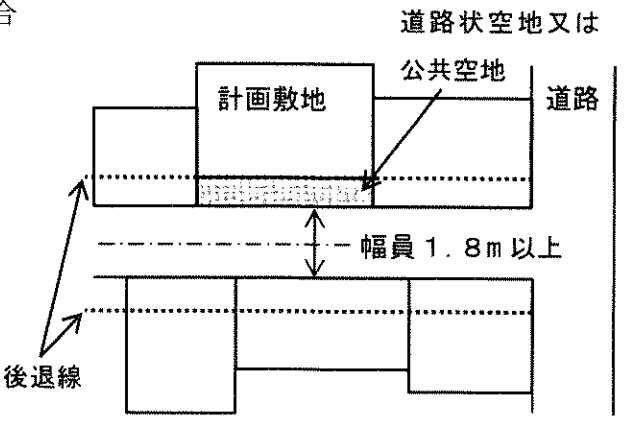
[許可基準3]

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。</p>
<p>許可基準のイメージ</p>	<p>●道路と敷地の間に以下のものが存在する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の占有許可、承諾又は同意が得られた水路、河川、運河</li> <li>・都市計画事業により、道路に供するため事業者が取得した土地</li> </ul> 
<p>備考</p>	<p>・容積率、道路斜線制限、外壁後退規定については、道路と同様の規定を適用する。</p> <p>【接道とみなす場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水路等の幅員が1m未満のとき</li> <li>(2) 水路部分が道路側溝として道路と一体管理されているとき</li> <li>(3) 水路等が公的機関により埋設されているとき (下図参考)</li> <li>(4) 用悪水路等で明らかに水が流れていないとき (下図参考)</li> </ol>  <p>【水路の幅員の測定方法】</p> <p>水路等の幅員は現況を確認のうえ、下図を参考として判断すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 素掘り水路等の場合</li> <li>(2) コンクリート等で整備された水路等の場合</li> </ol> 

[許可基準4]

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。</p>
<p>許可基準のイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員4m未満3m以上の道（認定外道路を含む）であること。</li> <li>●計画敷地のセットバックが必要。</li> <li>●建て替え又は増改築の場合のみ適用させる。 (新築は適用不可)</li> <li>●建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。</li> </ul> 
<p>備考</p>	<p>建蔽率、容積率、道路斜線制限、外壁後退の規定については、法第42条第2項道路と同様の規定を適用する。</p>

[許可基準5]

<p>法施行規則第10条の3第4項第3号</p>	<p>その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。</p>
<p>基準のイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員3m未満1.8m以上の2項道路に該当しない通路で、関係権利者間の協定等によりその幅員が将来的に4m以上に拡幅されることが確実であること。</li> <li>●通路全体の沿道敷地についてセットバックの合意が必要。</li> <li>●建て替え又は増改築の場合のみ適用させる。 (新築は適用不可)</li> <li>●建築物の用途が住宅又は併用住宅であること。</li> </ul> 
<p>備考</p>	<p>建蔽率、容積率、道路斜線制限、外壁後退の規定については、法第42条第2項道路と同様の規定を適用する。</p>